

環境報告書

(イ) 我が国におけるこれまでの取組

環境省では、平成 13 年 2 月に「環境報告書ガイドライン（2000 年度版）を策定するなど、様々な形で環境報告書の普及促進を図ってきたところであるが、平成 13 年度以降、

・「事業者の環境パフォーマンス指標ガイドライン - 2002 年度版 - 」(環境省)

・「サステナビリティ・リポーティング・ガイドライン 2002」(GRI)

が公表されたことなどを踏まえ、「環境報告書ガイドライン 2000 年度版」についても、2003 年度版として改訂作業中である。

民間においても、環境報告書ネットワーク等の取組、環境レポート大賞など環境報告書の普及啓発に向けた取組が進められている。

環境報告書に関する取組

(政府の取組)

2000 年 4 月：環境省 環境報告書ガイドライン（2000 年度版） 公表

2001 年 2 月：環境省 事業者の環境パフォーマンス指標 - 2000 年度版 - 公表

2001 年 6 月：経済産業省 ステークホルダー重視による環境レポーティングガイドライン 2001 公表

2002 年 4 月：環境省 事業者の環境パフォーマンス指標ガイドライン - 2002 年度版 - 公表

2002 年 8 月：環境省 環境報告書データベースの構築、運用開始

2003 年 環境省 環境報告書ガイドラインの改定を検討中

(民間の取組)

1998 年 環境報告書ネットワーク（NER）の設立（2002 年 8 月現在 191 組織が参加）

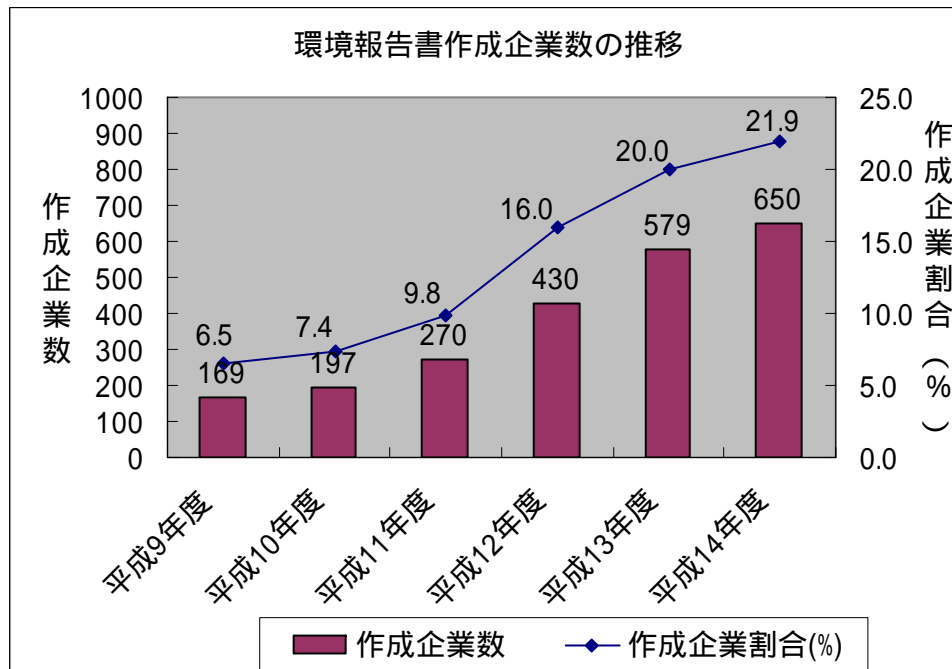
1997 年 環境アクションプラン大賞（現 環境レポート大賞）創設

(口) 環境報告書の策定状況

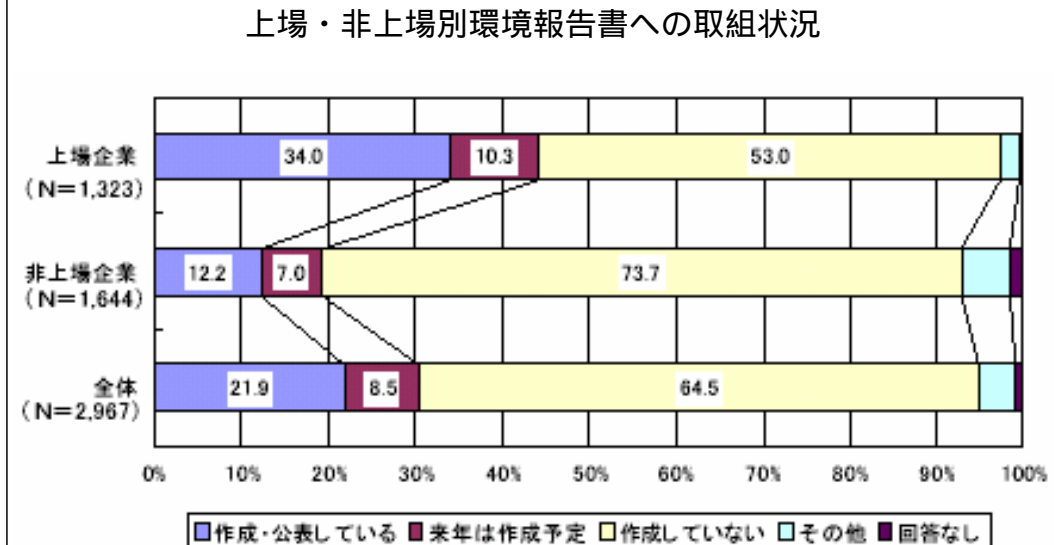
平成14年度 環境にやさしい企業行動調査結果：有効回答 2,967では、

・環境報告書をすでに公表している企業数 650社 22%

環境報告書の作成・公表の状況は、上場・非上場の別で取組に差があり、上場企業では、平成14年度には34.0%の企業が行っているが、非上場企業では、12.2%であり、前年からの増加傾向についても同様の差が見られる。

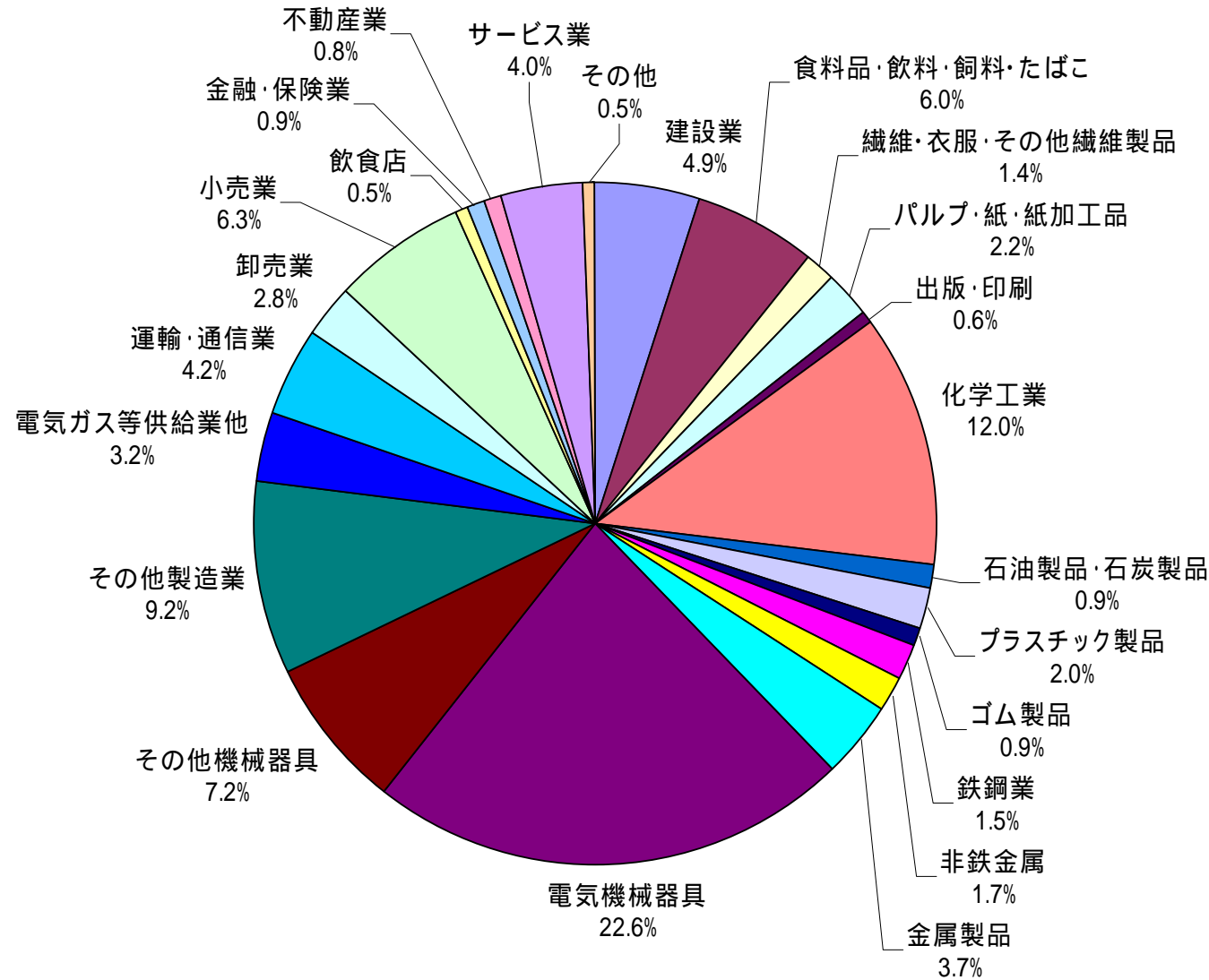


出典：環境省 平成14年度環境にやさしい企業行動調査



出典：環境省 平成14年度 環境にやさしい企業行動調査

業種別環境報告書作成企業数

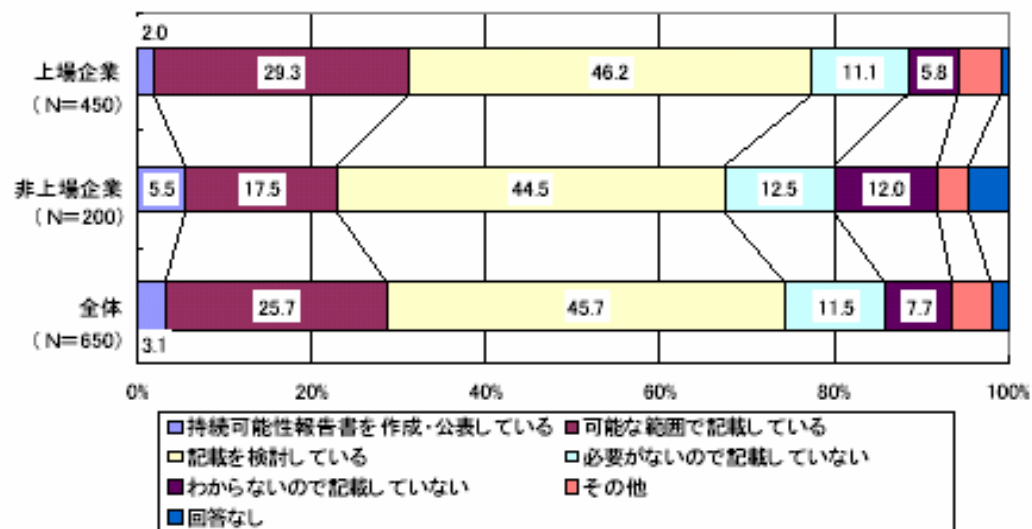


- 建設業
- 食料品・飲料・飼料・たばこ
- 繊維・衣服・その他繊維製品
- パルプ・紙・紙加工品
- 出版・印刷
- 化学工業
- 石油製品・石炭製品
- プラスチック製品
- ゴム製品
- 鉄鋼業
- 非鉄金属
- 金属製品
- 電気機械器具
- その他機械器具
- その他製造業
- 電気ガス等供給業他
- 運輸・通信業
- 卸売業
- 小売業
- 飲食店
- 金融・保険業
- 不動産業
- サービス業
- その他

(八) 環境報告書の記載内容

平成14年度環境にやさしい企業行動調査では、「持続可能性報告を作成している」と答えた企業は1/4を超えている。従来の環境面に加えて、経済及び社会的情報を盛り込んだ「持続可能性報告書」と呼ばれる報告書が相当数、存在する。

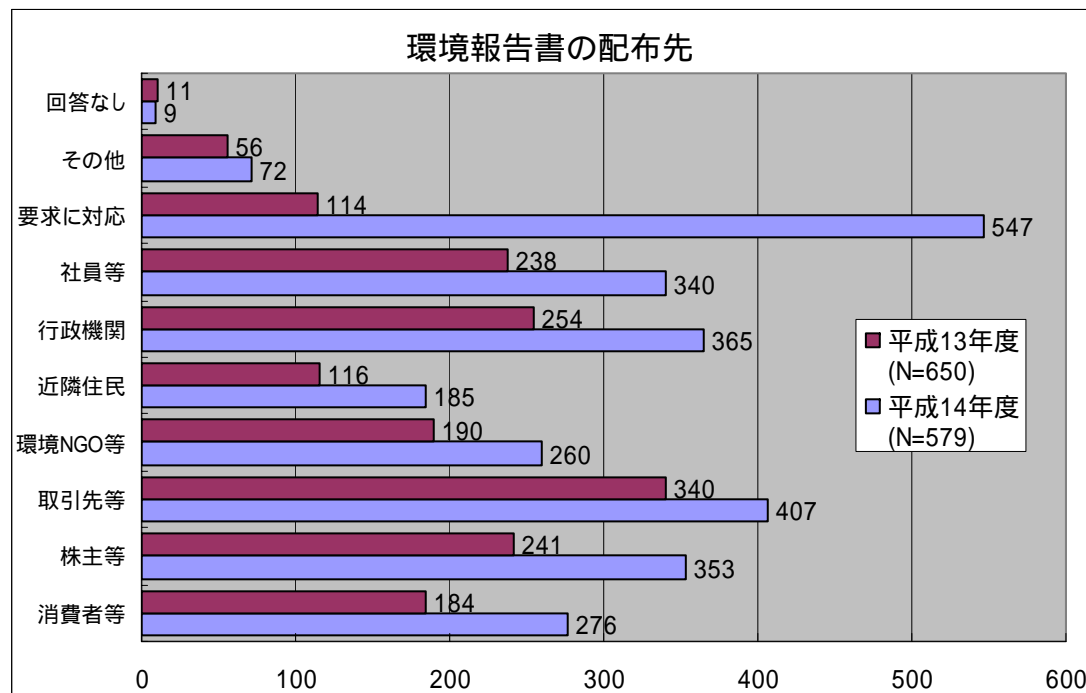
社会・経済的側面の記載状況



出典：環境省 平成14年度 環境にやさしい企業行動調査結果

(二) 環境報告書の配付先

環境報告書の配付先は、取引先、行政機関、株主、社員、従業員の順序となっている。
環境報告書の役割などから見て、環境報告書の作成目的、重視している情報公開先等が推定される。



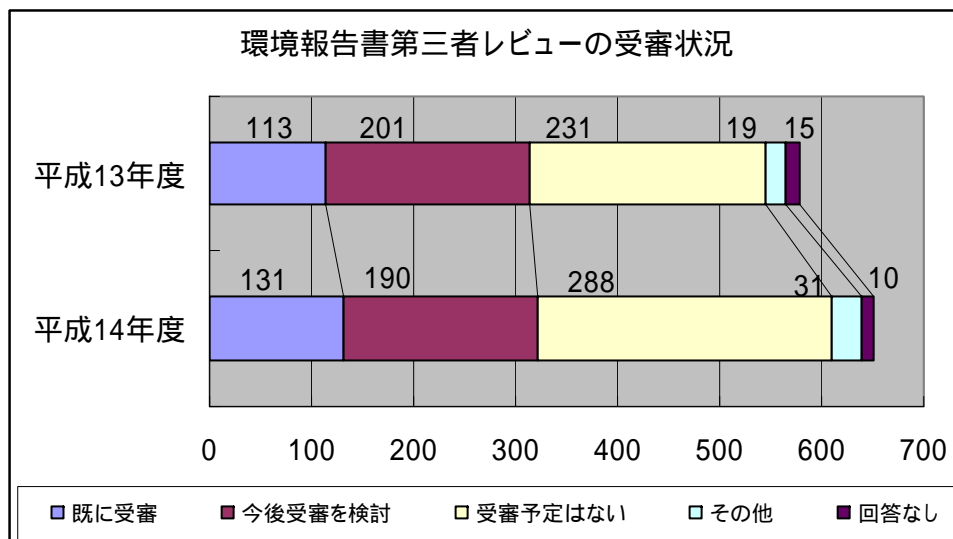
出典：環境省 平成14年度環境にやさしい企業行動調査結果

(ホ) 環境報告書の第三者レビューの取組状況

規制改革推進3か年計画(再改定：平成15年3月28日閣議決定)では、環境報告書の普及啓発、情報の比較可能性・信頼性の確保が課題として挙げられている。

平成14年度 環境にやさしい企業行動調査結果では、環境報告書を作成している」と回答した650社のうち、

- ・第三者レビューを既に受けている企業数 131社 20.2%
- ・今後、受けることを検討している企業数 190社 29.2%



出典：環境省 平成14年度環境にやさしい企業行動調査結果

第三者レビューの具体例

第三者検証報告書

ソニー株式会社 2003年6月6日

代表取締役会長 出井伸之 殿

代表取締役社長 安藤国威 殿

私たち、プライスウォーターハウスクーパース (PwC) は、ソニー株式会社 (以下、「ソニー」という。) からの依頼に基づいての「CSRレポート2003」(以下、「同報告書」という。) の環境データ (温室効果ガス、環境管理物質、廃棄物、水) 及び環境会計に関する検証を行いました。同報告書はソニーの責任のもとに作成されたものです。

検証の目的

私たちの検証は、次の事項について意見を述べることを目的としています。

1. 報告書に記載された重要な環境データ (温室効果ガス、環境管理物質、廃棄物、水) 及び環境会計の特定・収集・報告についてのプロセスの信頼性
2. 同報告書に記載された温室効果ガスの排出量の正確性及び信頼性 (検証を実施した製造サイトに限る)

意見表明の概要

現時点では、環境情報の報告や検証について一般に認められた国際基準は確立されていません。そのため、私たちは現在確立されている慣行と指針を参考としています。

実施した手続の概要

私たちの検証は本社を含む計10サイトにおいて実施致しました。私たちが、同報告書に記載された重要な環境データに関連して実施した検証手続は以下のとおりです。

1. 本社において検討した事項と検証手続

1. ソニーグループ全体の環境マネジメント組織の状況、運用の概況及び収集されるデータ項目を把握し検討しました。
2. ソニーグループにおけるデータの特定、収集及び報告のプロセス
ソニーグループにおける各データの統一した測定方法を把握し、各データがいつ、どのように集計され報告されるかを検討しました。
3. 同報告書に記載された環境データ
同報告書からサンプリングした環境データを根拠資料との整合性、及び各根拠資料間の整合性について検討しました。

これらの検討に際しては、経営管理層や同報告書の作成担当者へのヒアリング、データの分析、資料の閲覧、資料間の照合、外部証憑との照合などの具体的手続を実施しました。

II. 本社以外のサイトにおいて検討した事項と検証手続

1. 環境マネジメントの概要

同報告書に記載された重要な環境データに関して、サイト毎に環境マネジメントの概要を把握し、以下の項目を中心に検討しました。


- ・ 環境データ収集の体制と状況
- ・ マテリアルフロー情報の全体的管理
- ・ 環境保全プログラムと目的・目標データ
- ・ 環境事故の有無とその把握

2. 各サイトにおけるデータの特定、収集及び報告のプロセス
各サイトにおける重要な環境データの特定方法及び各データの収集方法を把握し、各データがいつ、どのように集計され報告されるかを検討しました。

3. 同報告書作成のために各サイトからソニー本社に報告されたデータ
サンプリングしたデータに関する根拠資料との整合性、及び各根拠資料間の整合性についても検討しました。

なお、検証の対象とした具体的な環境項目は以下のとおりです。エネルギー及び温室効果ガス、環境管理物質、廃棄物、水、環境会計

これらの検討に際しては、サイトの管理層や環境担当者へのヒアリング、データの分析、資料の閲覧、資料間の照合、外部証憑との照合などの具体的手続を実施しました。

検証を実施した環境データに関しては、同報告書の該当箇所に  マークを付してあります。

結論

私たちは、以上の手続を実施した結果、以下の通り意見を述べます。

1. 同報告書に記載された重要な環境データ及び環境会計の特定・収集・報告についてのプロセスは、私たちの実施した手続の範囲内において、下記事項を除いて適切であり、かつ信頼性があります。
一部サイトにおける環境管理物質及び環境会計の当該プロセスに関して改善の余地があります。なお、前期も同様の措置を行いました。当期は前期に比べて全般に状況は改善されています。
2. 同報告書に記載された温室効果ガスの排出量の内、検証を実施した製造サイトに係る排出量は他れなく正確に記載されています。

PriceWaterhouseCoopers

PRICEWATERHOUSECOOPERS 


出典：ソニー（株） CSR レポート 2003


第三者意見書

平成15年7月3日

トヨタ自動車株式会社

代表取締役社長 張 富士夫 殿

株式会社トーマツ環境品質研究所
(グロイトトウシュ トーマツグループ)
代表取締役社長
(公認会計士) **古室正充** 

執行役員
(公認会計士)
(環境審査員) **間瀬美鶴子** 

1. 審査の目的

当環境品質研究所では、トヨタ自動車株式会社の責任において作成された同社のEnvironmental & Social Report 2003に対して、正確性の向上に資することを主な目的として、会社と合意した手続に従って審査を行い、同社のEnvironmental & Social Report 2003について独立した立場で意見を表明する。

なお、この意見は、社会的に合意された報告書に関する作成基準及び審査基準が確立されていない現段階において、トヨタ自動車株式会社より提示されたデータ及び質問を基礎に正確性に関わる心証形成をしているため、正確性の保証レベルについても一定の限界を有している。

2. 審査の手続

当環境品質研究所は、Environmental & Social Report 2003について以下の審査手続を実施した。

- (1) 掲載されている情報の収集過程とその集計方法の合理性を審査した。
- (2) 掲載されている内容について、作成責任者に対する質問及び関連する議事録の閲覧、ISO14001関連資料との照合、その他根拠資料となる利用可能な内部資料及び外部資料と比較し検討した。
なお、「連結環境マネジメント」に記載されている「グローバル環境データ」の連結環境マネジメント対象会社のデータ及び「環境取り組み事例」については、各社より送付された記録類の閲覧及び照合を行うとともにトヨタ自動車株式会社の作成責任者に対する質問を実施した。

3. 結論

審査の結果、当環境品質研究所の意見は、次のとおりである。

- (1) Environmental & Social Report 2003に掲載されている情報は、トヨタ自動車株式会社及び連結環境マネジメント対象会社の業務から出された情報を適切に集計したものである。
- (2) Environmental & Social Report 2003に掲載されている情報は、当環境品質研究所が審査の間に入手した根拠資料と矛盾していない。

以上

出典：トヨタ自動車（株） Environmental & Social Report 2003

規制改革推進 3 か年計画（再改定）（平成 15 年 3 月 28 日 閣議決定）

（ 3 環境関係 (3) 個別事項 オ 情報的手法を用いた企業の自主的取組の推進 より）

環境報告書及び環境会計の信頼性の確保	<p>国際的な動向を踏まえ、我が国においても第三者機関による監査制度の在り方も含めた環境報告書及び環境会計の内容の信頼性確保を図るための枠組みについて、以下の点に留意の上、検討し結論を出す。</p> <ul style="list-style-type: none">a 監査実施者の専門家資格の創設あるいは公認及びその養成や資質向上について策を講ずる。専門家資格を創設する場合には資格に期限を設定するとともに民間の認証機関とし、公認の資格の場合は現在監査を実施している公認会計士なども可能とする。b 可能な限り、監査手法や監査範囲、監査基準について標準的なものを明らかにする。c 第三者監査は報告書を作成する者にとって多大なコスト負担とならないことに留意する。d 企業に不利な情報についても環境報告書及び環境会計に盛り込む。e 記載内容が虚偽であった場合の行政の対応についても検討する。
--------------------	--

(へ) 諸外国における取組の進展

欧米各国での取組

欧米諸国での環境情報開示に関する法制化の動き

ヨーロッパでは、会社法等による経済面・環境面・社会面に関する取組の報告書への記載などが制度化されている。

欧州諸国での環境情報開示に関する法規制等の状況

国名	法律名	内容
デンマーク	環境保護法 (1995)	<ul style="list-style-type: none"> 環境保護法で許認可を受ける必要がある約 1,200 の事業所に対して、環境報告書を作成し、行政機関に提出後、公表することを義務付けている。 環境報告書の第三者監査について規則を定めることとされている(未施行)。 環境報告書の記載項目 事業所の概要、環境関連の許認可の状況、及び環境パフォーマンスの状況等
オランダ	環境管理法 (1997)	<ul style="list-style-type: none"> 環境への負荷の大きい特定の施設を有する事業所約 300 に対して、行政機関提出用と一般公表用の二種類の環境報告書を作成し、行政機関に提出することと、公表することを義務付けている。 環境報告書を行政機関に提出する前に、独立した専門家による監査を受けなければならない旨規定されている(未施行)。 環境報告書の記載項目 事業所の概要、事業所が引き起こした環境に有害な結果、事業所が環境保全のために実施した対策、大気・排水・土壌等への排出物、資源使用量、廃棄物量等である(環境パフォーマンスデータについては、実績値と目標値の両方を記載)。

国名	法律名	内 容
ノルウエー	会計法 (1999)	<ul style="list-style-type: none"> ・年次報告書の中の社長報告での環境情報の開示を義務付けている。 ・記載内容 <ul style="list-style-type: none"> 運営：環境に著しい影響を与えうる活動、原材料、製品に関する情報、環境保全計画、対策の内容、企業が設定した目標等 環境パフォーマンスデータ：種別エネルギー消費量排出汚染物質、騒音、粉塵、振動等の量的情報種別廃棄物排出量、廃棄の仕方、河川・海への沈殿など事故の危険性運輸に伴う環境負荷、製品関連：製品内の有害物質の種類と量製品の使用後段階での廃棄物の種類と量製品の使用段階における環境負荷
スウェーデン	会計法 (1999)	<ul style="list-style-type: none"> ・スウェーデンの環境法により報告および許可証を求めることが義務づけられているすべての会社へ適用される。 ・年次報告書での環境情報の開示を義務付けている。 ・記載内容 <ul style="list-style-type: none"> 環境パフォーマンスの状況、環境保全対策の内容、環境影響が企業の財務パフォーマンスや将来のパフォーマンスに直接・間接的に影響を与えるかどうか、及び法規制遵守や許可証に関する情報等
フランス	新経済規制法 (2001)	<ul style="list-style-type: none"> ・フランスの全上場企業は、2003年以降の年次財務報告書に、企業活動の社会的・環境的影響に関する情報データを作成し、公表することが義務付けられている。 ・社会的側面の記載項目 <ul style="list-style-type: none"> 労働・雇用、報酬、機会均等、教育訓練、安全・衛生、地域貢献など ・環境的側面の記載項目 <ul style="list-style-type: none"> 著しい環境側面の特定、天然資源や再生可能なエネルギーの使用状況、大気・水質土壌汚染状況等 ・なお、サステナビリティ報告書、環境報告書を作成するか否かは企業の判断に委ねられている。

国名	法律名	内 容
イギリス	会社法改正案 (2002)	<ul style="list-style-type: none"> ・2002年に、企業に対して事業活動が環境や社会に与える影響の報告を義務付ける規定を含む「企業社会的責任法案」が議員提案により議会下院に提出されたが、議会の支持が得られずに廃案となった。しかし、この法案の支持者が会社法の見直しに関する諮問委員会のメンバーに選任されたことから、法案の趣旨が今後の会社法改正に盛り込まれる見通しとなった。 ・2002年7月の「会社法の刷新」という白書に、会社法改正原案が掲載されている。その第75条第1項に以下の情報の記載の是非については取締役の判断に委ねられているものの、第2項に、取締役が「営業・財務の状況説明」で開示すべき内容な「その他の事項」として、「事業に関連した環境問題や社会全体または地域社会の諸問題に対する会社の方針」があげられている。

出典：環境省 平成13年度 環境報告書の促進方策に関する検討会報告書 ほか

欧州諸国以外での環境情報開示に関する法規制等の状況

国名	法律名	内 容
オーストラリア	企業法(1998)	<ul style="list-style-type: none"> ・上場企業においては、取締役報告書に環境規制の遵守状況を記述することが義務づけられている。
アメリカ	企業改革法 (2002)	<ul style="list-style-type: none"> ・年次報告書において株式を公開する全ての事業者を対象に、事業業績に重大な影響を及ぼす可能性のある環境問題等への対応を含む事項を記述すること、虚偽記載に対する企業経営者への罰則の強化などが規定されている。

出典：環境省 平成14年度 環境報告書の促進方策に関する検討会報告書

欧州連合における環境情報の開示

名称	内 容
<p>欧州委員会勧告 「年次会計報告での環境関連情報開示に関する勧告」(2001)</p>	<p>性格：EU 企業の決算書及び年次報告書における環境配慮事項の認識，測定、公開に関する勧告 目的：既存の EU 会計規則を明確にし、企業の決算書及び年次報告書の環境データの質、透明性、比較可能性を改善する指令 現状：共通の規則・定義がないため、企業の開示情報が不相当であったり、信頼性に欠ける場合が多く、財務諸表の利用者が、環境要因が企業に与える影響につき鮮明かつ正確な像を作り、あるいは企業間比較をすることが困難 勧告の内容 ・環境情報に関して、現行の環境指令の条項を適用する方法の指針を提供する。 ・整合性を高めるため、別々に分かれている環境報告書、法定の決算報告書および年次報告書をより密接に関連づけるように提案 ・適切且つ透明な開示は、より詳細な個々の環境報告書を補足するような形で、企業の年次決算報告書及び年次報告書に組み入れられるべきであると指摘 適用企業 ・EU 会計指令（年次会計報告に関する第 4 次会社法指令（78 / 660 / EEC）、統計決算書に関する第 7 次会社法指令（83 / 349 / EEC）対象となる全ての企業 ・EU 会計指令により、加盟各国は中小企業への適用除外を導入できる。 ・銀行その他の金融機関、保険会社にも適用される。</p>

出典：EU 委員会 2001 年 6 月 11 日付 プレスリリース(IP / 01 / 816)

(ト) 環境報告書に関する国際的な取組の進展

一般に、環境報告を行う理由としてあげられるのが、アカウンタビリティ（説明責任）とコミュニケーションである。企業が自主的に行う環境報告であっても、情報が受け手にとって有意義でなければ、アカウンタビリティも果たせず、またコミュニケーションも成立しない。そのため、さまざまな団体から環境報告書の記載内容等に関するガイドラインが発行されている。

また、GRI ガイドラインの発表、ダウジョーンズ（DJSI）、フィッティーフォグッド（TFSE4 Good）の出現などにより、環境報告から持続可能性報告書への移行も見られ始めている。

各種環境報告ガイドライン （民間レベル）

CCC:カナダ商業会議所

CERES：環境に責任を持つ経済のための連合

PERI：公共環境報告イニシアティブ

IISD：持続可能な発展のための国際研究所

WICE：世界産業環境委員会（現 世界経済人会
議：WBCSD）

UN-ISAR：国連 - 会計・報告の国際基準に関する
専門家により政府間作業グループ

UNEP：国連環境計画

EMAS：環境管理・監査要綱規則

環境報告書ガイドラインの記載項目の整理

内容	CCC	CERES	PERI	IISD	WICE	UN-ISAR	UNEP	EMAS	GRI
上級経営者(最高経営責任者など)による序文									
業務内容と環境リスクの記述									
環境マネジメントシステムの記述									
全社的な方針・目的・目標の声明									
環境リスクに注意を喚起する率直的活動と結果分析									
・資源(天然資源および人工資源)									
・生息圏の改変									
・汚染(排出、放出)									
・廃棄物									
・エネルギー									
・リスク(有害・危険生産物、報告可能な事故)									
・操業施設(土地、地下水)									
・製品インパクト(包装、リサイクル可能性)									
財務データ									
法的遵守									
監査と報告書									
安全と健康									
ステークホルダーとの関係									

環境パフォーマンス報告（カナダ勅許会計士協会）に加筆(2000)

持続可能性報告について

<p>GRI (グローバル・リポーティング・イニシアティブ)</p>	<p>WBCSD (持続可能な発展のための 世界経済人会議 : World Business Council for Sustainable Development)</p>
<p>1997年に米国の非営利組織 CERES (Coalition Environmentally Responsible Economies) と国連環境計画(UNEP)が合同事業として、持続可能性の報告書の質、厳密さ、利便性の向上を目的に発足した組織である。その活動と、作成されたガイドラインの内容は以下のようになっている。</p> <ul style="list-style-type: none"> • 1997年 GRI 設立 • 1999年 「GRI 持続可能性報告のガイドライン - 公開草案」公表 • 2000年 「GRI 持続可能性報告のガイドライン」発行 • 2002年 「GRI 持続可能性報告のガイドライン」改訂 <p>GRI ガイドラインの主な内容</p> <p>GRI ガイドラインは、組織の経済・環境・社会的パフォーマンスを報告するための枠組みとして作成されている。</p> <ul style="list-style-type: none"> ➢ ガイドラインの使い方 ➢ 報告原則 (厳密な報告を促進するための原則と取組み) ➢ 報告書の内容 (具体的な報告内容) <ul style="list-style-type: none"> • ビジョンと戦略 • 報告組織の概要 • 統治構造とマネジメントシステム • GRI ガイドライン対照表 • パフォーマンス指標 <ul style="list-style-type: none"> 統合パフォーマンス指標 経済パフォーマンス指標 環境パフォーマンス指標 社会パフォーマンス指標 • 用語集と付属文書 	<p>1992年にリオの地球サミットを受けて、ビジネス面での対応を強化するために、先進的な企業たちによって結成された。</p> <p>メンバーは、世界 30 カ国、20 業種にわたる 160 企業。</p> <p>WBCSD 「Striking the Balance」の主な内容</p> <ul style="list-style-type: none"> ・持続可能性報告の標準化を目的とするのではなく、持続可能性報告書の現状について理解を深め、また持続可能性報告書の作成を検討中の企業が掲載内容についてアイデアをまとめたり、公開すべき情報を検討するための実践的なガイダンスとなるよう、基礎的なフレームワークを提示している。 ・ガイダンスとして、レポーティングプロセスに含まれる主な 5 段階のアプローチが示されている。 <ul style="list-style-type: none"> レポートの目的を明確化する レポートを計画する レポートを構成する レポートを配布する フィードバックを集めて分析する

(チ) 第三者レビューに関する動向

環境報告書の進展につれ、報告書に提示された情報の質、正確性や信頼性、提示された情報が企業の環境、社会面の負荷を公平かつ完全に表しているかということに関する懸念が生じてきている。(H13 環境報告の促進方策報告書) 一方で、環境報告書の信頼性を高めるために、第三者検証意見などを付与する取組みは、まだ発展途上であり、いくつかの機関でそのためのガイドライン等が作成、検討されている。

GFT250 社(フォーチュン・グローバル 500 社中のトップ 250 社)中の報告書発行 114 社中、29%は第三者機関の検証をつけている。

第三者レビューに関するガイドライン等の概要

発行主体	タイトル及び作成時期	概要	目的	対象	構成
1. 日本公認会計士協会 (JICPA)	『環境報告書保証業務指針(試案)』(中間報告)(2001年7月)	2000年の「環境報告書保証業務指針(試案)」「案)に対する意見等を踏まえて取りまとめた二次試案	企業等が作成する環境報告書に記載されている環境情報の信頼性に対する保証を付与する業務についてのガイドラインを示すこと。	特に記載はないが、その目的と内容から保証付与人を主たる対象としていると考えられる。	1章 一般指針 保証業務に関する一般的事項や保証付与者の資質等 2章 実施指針 保証業務の詳細な手続き等 3章 報告指針 保証業務の結果の報告方法等について記載資料として、環境保証業務報告書の参考例と環境報告書の保証業務に関する主要な手続例
2. 欧州会計士連盟(FEE)	FEE discussion Paper “Providing Assurance on Environmental Reports”(1999年10月)	ディスカッションペーパー及びそれに関連してコメントを求めるための質問事項	国際監査実務委員会(IAPC)現 国際監査・保証基準審査会(IASSB)が作成中の環境報告書の保証業務に関する国際規格に資するために、国際的な議論のシミュレーションを行うとともに、ディスカッションペーパー自体やそれに対する反応等に基づくインプットをIAPCに対して行うこと。GRIが行っている、持続可能性報告書への保証付与のガイドライン策定に資すること。	一義的には職業会計士を対象にするが、その他の専門家が保証を行っていることも認識しており、多様なグループからの意見を歓迎している。	1章 イントロダクション 環境報告書保証業務の背景等 2章 保証業務の責任 チームで行う保証の際の論点や責任の所在、能力等 3章 業務の受諾 保証を行うことが決まった際の論点等 4章 保証付与における主要な問題点 実施の指針等 5章 その他の重要な考察 保証業務の原則等 6章 報告 報告の指針等について記載

発行主体	タイトル及び作成時期	概要	目的	対象	構成
3. ドイツ会計士協会 (IDW)	IDW Auditing Standard: Generally Accepted Standards for Audits of Environmental Report (IDW AuS 820) (1999年9月)	環境報告書の保証業務に関するガイドライン	環境報告書に対する、個々に異なる監査の主題を明らかにするとともに、監査実施者の責任を制限することのないような方法で専門的な基準を設定すること。「財務諸表の監査における一般的に合意された基準 (Generally accepted standards for the audit of financial statements)」を環境報告書に適用する方法を示すとともに、環境報告書の監査の範囲と限界を示すこと。	会計士を対象とする。	1章 インTRODクシヨソ 環境報告書保証業務の現状等 2章 環境報告書の定義 環境報告書の定義等 3章 業務の受諾 業務の範囲と受諾条件等 4章 監査実施基準 監査の詳細な手続き等 5章 長文形式の監査報告書 監査報告書 (作成しない場合もある) の内容 6章 証明報告書 その内容とフォーマット等について基準を設定
4. グローバル・レポートイング・イニシアティブ (GRI)	Overarching Principles for Providing Independent Assurance on Sustainability Reports (2001年4月)	検証における諸原則を列記したワーキングペーパーと、それに関連してコメントを求めるための質問事項	GRI ガイドラインに含まれる際には、持続可能性報告書を作成する主体、利用者及び保証付与者に対して持続可能性報告書の保証に関する実際的な手引きを示すこと。	持続可能性報告書を作成する主体、利用者及び保証付与者を対象とする。	1章 独立した保証を受けるための企業の立場 受審者が行うべきこと 2章 保証業務の必要条件 証拠や基準の必要性 3章 アプローチと手続き 保証業務の実施の手続き等 4章 結果のコミュニケーション 報告の方法等 5章 保証付与者の能力 保証付与者の適正等について記載
5. Account-Ability	The AA1000 Assurance Standard	AA1000 シリーズは社会会計、監査、報告プロセスなどを扱っている規格 2003年に持続可能性報告の保証基準を公開	企業等が出す、社会、環境、経済パフォーマンスに関する報告書の信頼性と品質を保証するための世界発の保証基準を示すもの。	社会、環境、経済パフォーマンスに関する企業の報告書への保証付与者	1章 保証格差を埋める 2章 基準の要約 3章 アカウンタビリティ・コミットメント 4章 AA1000の原則3原則：重要性、網羅性、対応性 5章 証拠 報告書中の情報の裏付ける情報の評価 6章 保証声明報告組織の報告書およびそのためのシステム、プロセス、能力の保証についての保証声明 7章 保証付与者基準保証付与者の独立性、公平性等について 付属書A 用語集 付属書B AA1000シリーズ

環境ラベルによる製品情報提供の進展

(イ) タイプ別環境ラベルの概要

市場のグリーン化を進めるには、消費者が積極的にグリーン購入を進めるとともに、事業者がグリーンな商品を開発・販売することが重要である。そのためには、消費者と事業者とのコミュニケーションを進めることが必要になる。

環境ラベルは、事業者が消費者に対し環境負荷の少ない製品やサービスを販売する際に、製品及びサービスの環境負荷に関する情報を提供するためのツールである。消費者にとってはグリーン購入の重要な判断基準である。事業者にとってはマーケティングの手段であると同時に、市場原理によって環境改善を実現するための手段でもある。

ISO では以下の 3 タイプの環境ラベルが定められている。

- ・タイプⅠ：第三者認証による環境ラベル（エコマーク等）
- ・タイプⅡ：事業者の自己宣言による環境ラベル（グリーンマーク等）
- ・タイプⅢ：製品の環境負荷の定量的データを表示する環境ラベル（エコリーフ等）

我が国でも、これらの規格に沿って様々な制度が運用されている。

タイプ別 環境ラベルの概要

環境ラベルの種類	概要
タイプⅠ（第三者認証）	第三者が一定の基準に基づいて環境保全に資する製品を認定するタイプの環境ラベルをタイプⅠという。我が国のエコマークやドイツのブルーエンジェルがこのタイプに該当する。タイプⅠの規格である ISO 14024 では、基本的な運用の原則や手続きのみが定められ、ラベルの対象とする製品の決定やラベル授受の判断基準の決定方法等は、国ごとに決定される。
タイプⅡ（自己宣言）	企業が自己の製品やサービスにおける環境改善を、自己主張してマーケティングの手段とするものをタイプⅡといい、製品そのものに表示する以外に広告や宣伝に使用されるものである。 マーケティングの手段としての性格の強い環境ラベルである。 ISO 14021 では、タイプⅡの環境ラベルにおいて主張できる項目を定めている。
タイプⅢ（定量的環境情報表示）	LCA（ライフサイクルアセスメント）を基礎に製品の環境情報を、定量的に表示するラベルをいう。 ISO では ISO/TR 14025 として発行している。我が国では、（社）産業環境管理協会が「エコリーフ環境ラベル」として、運用している。

ISO の類型に当てはまらない環境物品情報（例）

データブック	<p>製品ごとの環境負荷に関する情報を第3者が一覧表にとりまとめ、提供するもの。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・掲載希望のあった製品で、GPN ガイドラインに沿った製品であると事業者が判断したものを掲載するもの（グリーン購入ネットワーク（GPN）の環境データブック） ・一定基準に合致するもののみを掲載するもの（率先実行計画に基づく推奨製品リスト） ・特定の環境負荷のみに着目したもの（省エネ性能比較カタログ、低公害車ガイドブック） <p>など様々なものがある。</p>
データシート	<p>第3者が定めた共通のデータシートフォーマットに各製造事業者等が必要な環境情報を記入し、当該第3者がそれにとりまとめて提供を行うもの。グリーン購入ネットワークで実施中のものなどがある。</p>

(ロ) 代表的な環境ラベルの状況

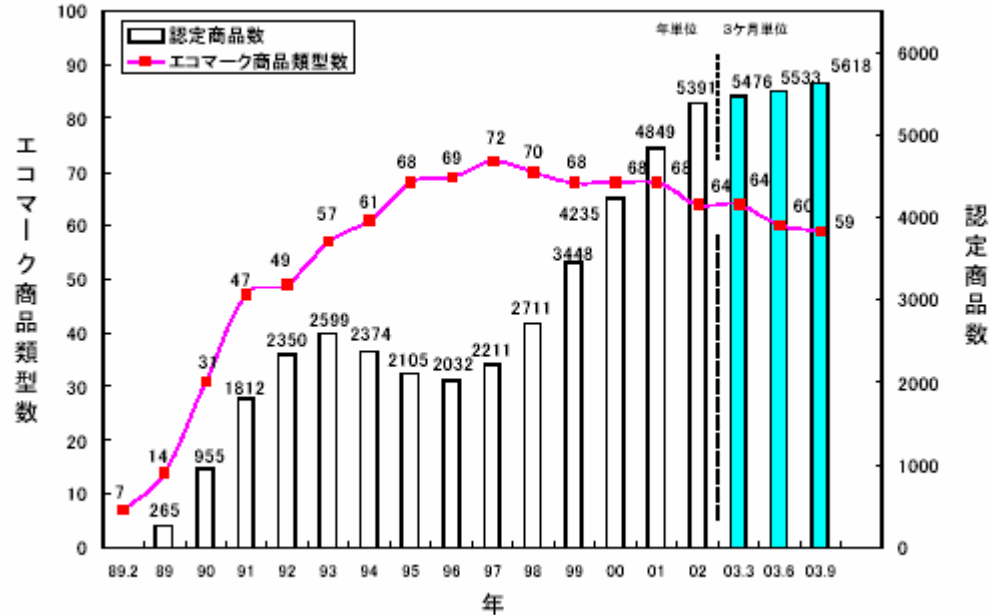
- タイプ : 第三者認証によるラベル
 世界的に様々な環境ラベル制度があるが、日本のエコマーク((財)日本環境協会)認定製品は、1,902社の59類型、5,618品目を認定している(2003年9月30日現在)。
- タイプ : 自己宣言ラベル(公表されているラベルの特徴)
 環境情報の表示方法: ラベルのみを表示しているものが多いが、ラベルと環境負荷情報を表示しているものや環境負荷情報のみを表示しているものもある
 ISOへの準拠状況: ISO規格への準拠、一部準拠しているラベルが多いが、準拠していないラベルもある。
- タイプ : 定量的環境情報表示ラベル
 (社)産業環境管理協会のエコリーフ環境ラベルは、製品分類別基準に沿って企業が環境レベルを作成し、外部専門家が検証する制度である。

タイプ エコマーク



(財)日本環境協会のHP

エコマーク商品類型数と認定商品数



タイプ 世界の主要な環境ラベル制度

- ・環境ラベルに関する国際ネットワークである GEN“ Global Ecolabelling Network ”加盟の、世界の主要な環境ラベル制度。
- ・いずれも、ISO のタイプ I 環境ラベル（第三者認証）に分類される。
- ・我が国は（財）日本環境協会（エコマーク）が加盟している。

オーストラリア	カナダ "環境チョイス プログラム"	クロアチア共和 国	チェコ共和国	EU ほか	ドイツ "ブルー・エンジェル"
					
香港	インド	大韓民国	ニュージーランド	北欧 "ノルディック・スワン"	台湾
					
スペイン	スウェーデン	スウェーデン	タイ	米国 "グリーン・シール"	日本 "エコマーク"
					

出典：環境省の HP

タイプ 自己宣言環境ラベルの例

マーク等	制度名	制度の概要						
		着目する環境影響	情報提供手法		ISO14021への準拠			
			マーク等表示	表示/提供	環境負荷データ	準拠	部分的な準拠	準拠していない
	ウチダ環境マーク	製品の環境保全						
	エコネットワーク	繊維製品のリサイクル推進による資源の有効活用						
	「エコシンボル」	低消費電力化、CO2 排出量把握、省資源化及びリサイクル容易化、化学物質の使用抑制、回収・リサイクル等製品の様々な環境配慮項目に着目						
	グリーンウェーブ商品マーク	「省資源化」「再生材料の使用」「再資源化」「再使用化」「長寿命化」「安全性・環境保全」「省エネルギー化」等尚、「安全性・環境保全」に著しく外れる場合は、グリーンウェーブ製品に認定しません。						
	キングジム環境マーク (例)	<ul style="list-style-type: none"> ・再生材使用状況 ・長寿命性 ・廃棄方法 ・リサイクルシステム 等 						
	シャープグリーンシール	<ul style="list-style-type: none"> ・省エネ・省資源・安全性・リサイクル・再生材料・長期使用・解体性 						
	S I I グリーン商品ラベル	商品のライフサイクルでの様々な環境影響に着目し、各項目に5段階評価基準を設定して点数評価する。						

マーク等	制度名	制度の概要						
		着目する環境影響	情報提供手法		ISO14021への準拠			
			マーク等表示	表示/提供	環境負荷データ	準拠	部分的な準拠	準拠していない
	トッパン環境配慮型製品ラベル	生産と流通、使用、使用後の各ライフステージ						
	ニッケエコロジー企画	再生PET樹脂の利用による資源の再利用とゴミの削減に着目						
	環境情報表示制度	減量化、長寿命化、再資源化、分解性、処理容易性、環境保全性、省エネルギー性、情報提供						
	環境シンボルマーク	省資源化、省エネルギー化、長寿命化、再資源化、化学物質使用削減、情報開示等、ライフサイクル全体の環境影響を配慮。						
	製品環境情報 "MET-Profile"	製品の全ライフサイクルで M,E,T(M:Material (資源の有効利用)E: Energy (エネルギーの効率利用 T:Toxicity (環境リスク物質の排出回避)の視点から環境影響に着目						

出典：環境省 HP を基に作成

補足：ISO 14021 が定める、タイプ の環境ラベルにおいて主張できる項目

ライフサイクルステージ	生産と物流	製品の使用	製品の処分
環境主張	リサイクル材含有率 省資源 回収エネルギー 廃棄物削減	省エネルギー 節水 長寿命化製品	再使用可能及び詰替え可能 リサイクル可能 解体容易設計 分解可能 コンポスト化可能

タイプ 製品の定量的な環境情報表示ラベル

(社)産業環境管理協会のエコリーフ環境ラベルは、2003年6月末現在、18社の64製品が登録されている。

エコリーフ環境ラベルは、製品分類別基準に沿って、次の内容で作成される。

データ名称	情報の種類	情報内容
製品環境情報	・製品等の定量的環境側面を集約した情報	・製品購買者あるいは一般消費者の理解の便を図るため、統一性及び視覚性に配慮しつつ、簡潔に表現されなければならない
製品環境情報開示シート	・製品環境情報の根拠を示す詳細データ	・インベントリ分析結果、影響評価結果及び消費エネルギーが要約されている
製品データシート	・製品環境情報開示シートの裏付けとなる基礎的データを集約したデータシート	・エコリーフ環境ラベル作成者が把握可能な範囲で、エネルギー資源、原材料及び環境物質の出入りについて実測値を基本に製品1単位あたりで記載したデータシート

出典：(社)産業環境管理協会

エコリーフ環境ラベル実施ガイドライン

(八) 環境ラベルを巡る国際的な議論の動向

世界各国で独自に運営されているラベリング制度に対して、基準や手続の共通化や相互認証、情報交換などを目的として、ラベル運用機関による国際的組織が設立されている。

- ・ GEN “ Global Ecolabelling Network ” (タイプ 環境ラベル)
- ・ GEDnet “ Global Type III Environmental Products Declaration Network ” (タイプ 環境ラベル)

環境ラベルの相互認証は、GEN “ Global Ecolabelling Network ” により、取組が進められている。

環境ラベルは、WTO において国際貿易上、差別につながる限り重要な環境的政策手法と位置づけられていいるが、環境ラベルの貿易に与える影響については、WTO の貿易と環境委員会 (CTE) において議論され、WTO の原則、TBT 協定との整合性について継続的検討がなされている。

タイプ別 環境ラベルの概要

ISO では以下の 3 タイプの環境ラベルが定められている。

環境ラベルの種類	概要
タイプ (第三者認証)	第三者認証による環境ラベル
タイプ (自己宣言)	事業者の自己宣言による環境ラベル
タイプ (定量的環境情報表示)	製品の環境負荷の定量的データを表示する環境ラベル

SC3 (ラベル)

- 2002 / 11 にタイプ ラベルの規格化(ISO 14025)が決定
LCA 手法を活用して、製品の環境負荷を評価し、その定量的な情報を表示するラベルである。
タイプ 環境宣言の目的、製品分類基準、その評価方法や信頼性確保のための要求事項、検証実施者の透明性確保のスキームなどが含まれる規格である
- 2003 / 6 に TR 14025 の WD1 に対するコメントの審議がバリ総会で行われた。
 - 認証の有無はプログラムごとに決定
 - タイプ の読み手は主に購入者 (ビジネス、一般消費者を問わず)
 - 企業単独のタイプ 環境宣言も包含する方向で検討
 - LCA を基本とした環境宣言に関する最上位規格と位置づけ
- 2006 / 12 に ISO 化を予定

GEN

GEN “ Global Ecolabelling Network ” は、環境ラベルの相互認証促進、タイプ 環境ラベル間の情報交換、制度間の調和・協力をを行うために、1994 年に結成された。

グローバル・エコラベリング・ネットワーク参加組織

国	参加組織
Australia	The Australian Environmental Labelling Association Inc (AELA)
Brazil	Associacao Brasileira de Normas Tecnicas (ABNT)
Canada	Terra Choice Environmental Service Inc, Environment Canada
Croatia	Ministry of Environmental Protection and Physical Planning
Czech Republic	Ministry of the Environment
Denmark	Ecolabelling Denmark
EU	European Commission,DG ENVIRONMENT D3
Germany	Federal Environmental Agency (FEA)
Greece	ASAOS, Supreme Council for Awarding the Ecolabel
Hong Kong	Green Council
India	Central Pollution Control Board (CPCB)
Japan	Japan Environment Association (JEA)

国	参加組織
Korea	Korea Environmental Labelling Association (KELA)
Luxembourg	Ecolabel Commission, Ministry of Environment
New Zealand	Environmental Choice New Zealand
Norway	Norwegian Foundation for Environmental Labelling
R.O.C.(Taiwan)	Environment and Development Foundation (EDF)
Spain	Asociacion Espanola de Normalizacion y Certificacion (AENOR)
Sweden (SIS)	SIS Ecolabelling AB
Sweden (SSNC)	Swedish Society for Nature Conservation (SSNC)
Sweden (TCO)	TCO Development
Thailand	Thailand Environment Institute (TEI)
United Kingdom	Department for Environment, Food and Rural Affairs(DEFRA)
U.S.A.	Green Seal

出典：グローバル・エコラベリング・ネットワークの HP

GEDnet

GEDnet “ Global Type III Environmental Products Declaration Network ” は、タイプ 環境ラベルの国際規格化を促進し、タイプ 型ラベルプログラムを実施中ないし検討中の機関の間で積極的な情報交換を行い、将来の国際相互認証に関する協議を行うために、1999 年に結成された。

参加国：日本、スウェーデン、デンマーク、ノルウエー、ドイツ、イタリア、カナダ、韓国

出典：製品の定量的な環境データがわかるエコリーフ 環境ラベル 2002 年度のあゆみ 社団法人産業環境管理協会 エコリーフ事務局

相互認証

- 各国のタイプ 環境ラベルの実施機関は、GEN (Global Ecolabelling Network) に参加し、相互認証を促進している

相互認証の種類

名称	特徴	GEN での例
審査、試験や証明方法に関する相互認証	A 国の申請者が、B 国の環境ラベル認証機関のラベル認証を希望する場合、B 国の環境ラベル認証機関からの要請及び指示に従い、A 国の環境ラベル認証機関は、B 国の環境ラベル認証機関の技術上の代理人として、現地監査、またはその他確認審査及び試験を行う。	カナダ「環境チョイスプログラム」 米国「グリーン・シール」 台湾「グリーン・マーク」 の間で実施。
共通認証基準化に基づく相互認証	共通の商品類型において、認証のための基準のいくつかの要求事項が、実質同一である場合、一方の機関が行うそれらに関する現地監査および確認審査の結果は、他方の機関での確認審査の一部として、受け入れられる。	日本「エコマーク」 北欧「ノルディックスワン」 の間で複写機について実施。 なお、現在、 日本「エコマーク」 韓国「環境ラベル」 タイ「グリーンラベル」 台湾「グリーン・マーク」 の間で、トナーカートリッジ、塗料 について相互認証合意書を策定中。
完全相互認証	2 機関が全く同じ認定基準で審査する。審査方法も統一され、申請者はどちらか一方の機関で認証を受ければ他方についても無審査でロゴを商品に付与できる。	カナダ「環境チョイスプログラム」 台湾「グリーン・マーク」 の間でコンピュータキーボード、マウス、木製おもちゃ、テレビについて実施。

出典：環境省 平成 13 年度環境ラベルに係る国際的整合等調査事業委託業務報告書 に加筆

中小企業の取組の進展

(イ) 我が国におけるこれまでの取組

事業者の自主的な環境への取組を推進する基盤のひとつが環境マネジメントシステムであるが、代表的な環境マネジメントの規格であるISO 14001は、中小企業にとっては人材面、費用面から負担が大きいため、環境省においては、中小企業向けの簡易な環境活動評価プログラムを策定し、その普及を進めてきた。

また、地方公共団体・各種事業者団体等においては、エコアクション21又はISO 14001をベースにした、事業者の簡易な環境マネジメントシステムへの取組、あるいは、環境への取組等を認証する諸制度を整備するなど中小事業者向けの仕組みが運用されてきた。

地方公共団体等における環境マネジメントシステム」の事例

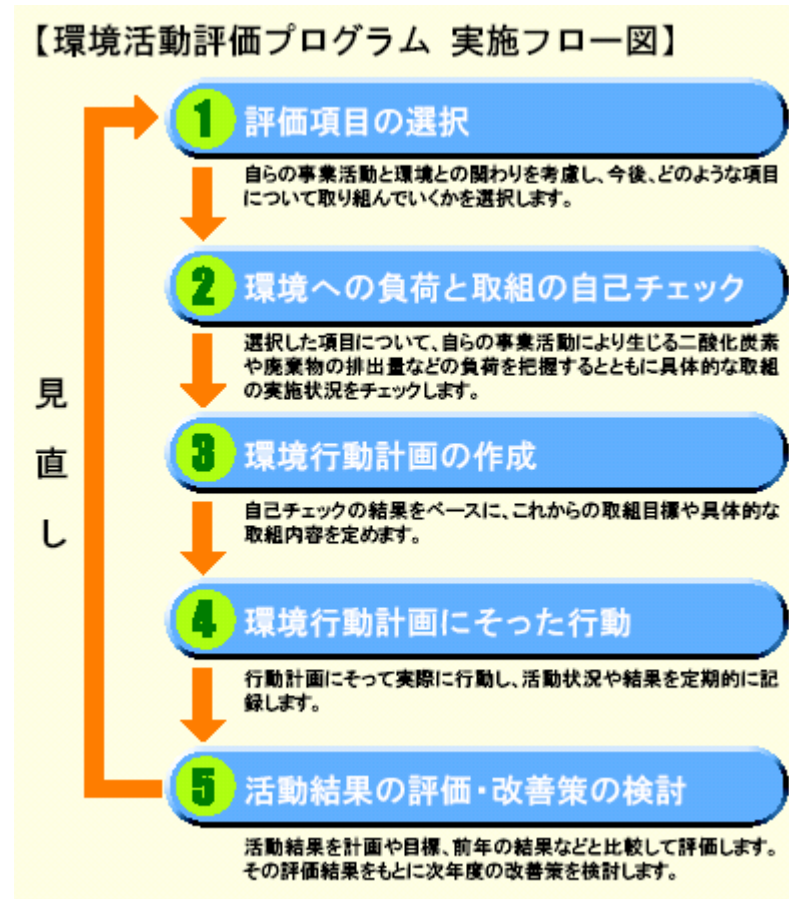
- ・エコ事業所認証制度（名古屋市）
- ・エコおおいた推進事業所（大分県）
- ・岐阜県環境配慮事業所（E工場、岐阜県）
- ・みちのくエコステージ（仙台市、宮城県）
- ・K E S ・環境マネジメントシステム・スタンダード（K E S ）
（京のアジェンダ21フォーラム）
- ・南信州いいむす21（南信州広域連合、飯田市他）
- ・環境経営評価制度“エコステージ”（エコステージ研究会）
- ・その他（各種事業者団体による特定業界向けの規格等）

国内における各種 EMS の特徴

名称 (開始時期)	運用団体	対象組織	システム要求事項 システム文書	パフォーマンスの 要求・評価	審査認証制度	費用(万円)	認証事業所数
エコアクション 21 (1993)	環境省	あらゆる組織	PDCA の枠組 必要又は最小限レ ベル	・負荷量チェック ・活動評価チェック (自己評価) ・環境レポート	第三者認証制度(検討 中)	20~30	844 社(18 年 9 月)
エコおおい推進事 業所登録制度 (2000)	大分県	事業所	取組目標 なし	取組目標が3項目以上	登録制度(ステッカ ー、シンボルマーク配 付)	無料	716 事業所 (14 年 7 月)
みちのくエコステ ージ (2001)	宮城県・仙台市	事業者	システム規格(ISO 14001 に比較し簡 易 必要最低限レベル	なし	認証制度		
南信州いいむす 2 1 (2001)	地域ぐるみ環境 I S O 研究会	飯田下伊那地 域の小規模・ 個人事業所	環境方針・環境目標 の設定 取組宣言書の提出 なし	・環境負荷物質の把握 ・環境負荷低減活動の 実施	審査登録:研究会 登録:南信州広域 連合 (ステッカー配布)	無料	7 社 (2002 年 8 月)
エコ事業所認証制度 (2002)	名古屋市	事業所	なし	取組内容について評 価(点数化)	市の認定制度(ステッ カー配布)	無料	
環境配慮事業所(E工 場)登録制度 (2002)	岐阜県	事業所	なし	必須要件と配慮要件	県の登録制度	無料	131 事業所 (15 年 1 月)
KES(環境マネジメン トスタンダード) (2001)	京のアジェンダ 21 フォーラム	あらゆる組織	ISO より平易・簡便 必要	なし	独自組織による審査	20~30	104 社
エコステージ (2001)	エコステージ研 究会	あらゆる組織	ISO 14001 準拠 必要	なし	独自組織による審査	100	13 社
EPOC 環境宣言	環境パートナーシ ップ・CLUB(事務局: 社団法人中部産業連 盟)	事業者	なし	・必須要素 ・主張要素	登録(自己宣言)		50 社
グリーン経営推進マ ニュアル	交通エコロジ ー・モビリティ 財団	中小規模運輸 業者	簡単な要素のみ 不要	活動評価チェック (自己評価)	パフォーマンスレ ベルによる独自審査	15~16	

(ロ) エコアクション21の状況

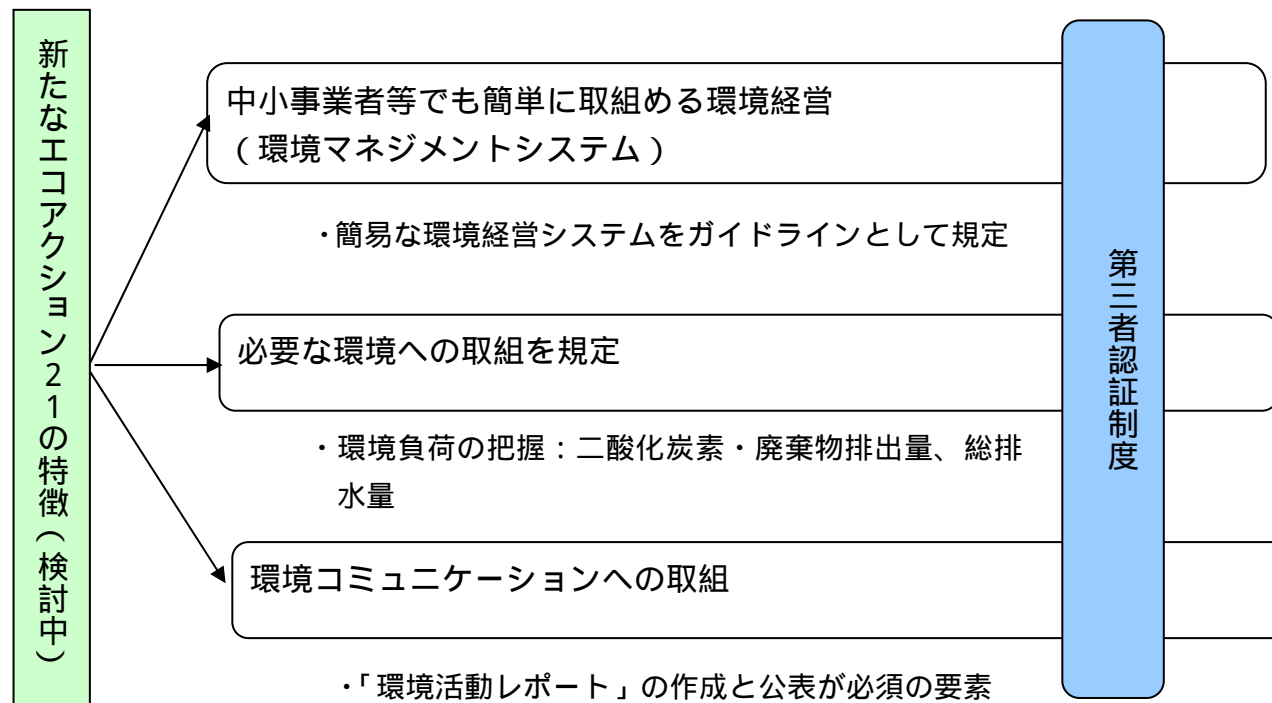
エコアクション21は平成8年に策定以降、3回の改定を行い、現在に至っている。
この間、844事業者がエコアクション21に参加・登録し（平成15年9月末現在）、大手企業が取引先等に導入を求め等々の活用をするなど、多くの成果をあげてきている。



出典：環境省のHP

(八) エコアクション 21 の改定

近年の環境経営の急速な進展、ISO 14001認証取得の広がり等の新たな動きが拡大しつつある中で、中小事業者でも比較的容易に取り組むことができ、自主的、積極的に環境への取組を行った場合に、ISO 14001と同様に認証を受けることのできる全国的な認証制度の仕組みを望む声が高くなってきた。このため、来年度よりの改定を目指し、現在、パイロット事業（230事業所）を実施している。



(二) 地方公共団体における取組状況

中小事業者の環境マネジメントシステムの構築等に向けて、様々な支援策が実施されている。

地方公共団体による支援策の例

支援策の内容		団体数	実施率
支援策の実施団体数		92	64.8%
支 援 策	補助金或いは融資制度の設立	74	73.3%
	セミナー等の開催	51	63.4%
	コンサルタントや認証機関等の紹介	20	19.8%

環境報告の促進策に関する検討会のアンケートの結果

調査対象：都道府県、人口 20 万以上の市町村、東京都 23 区 174 団体

アンケート回収数：142 団体（81.6%）

出典：環境省 平成 13 年度環境報告の促進方策に関する検討会報告書

資料 事業者が環境関連の計画等を策定することを支援・誘導する制度

制度の内容	地方公共団体名	制度の名称	制度の開始日	対象事業所の種類・規模	提出の有無
審査・登録（認証）制度	京都府	エコ京都21認証・登録制度	2001年11月21日	事業所全般	提出有り
	東京都	事業活動エコ・アップ事業	1999年4月1日	全ての事業所	提出有り
	熊本市	熊本市事業所グリーン宣言	1999年1月1日		提出無し
	岡山市	岡山市環境パートナーシップ事業(グリーンカンパニー活動)	2001年4月1日	特定していない	提出有り
	荒川区	あらかわエコ協定	2001年6月8日	事業者全般	提出有り
環境保全協定等	岩手県	県民の健康で快適な生活を確保するための環境保全に関する条例	2002年4月1日	事業場を新設し、又は増設しようとする事業者	提出無し
	岡山市	岡山市環境保全協定	1973年2月1日	排水量1,000t/日、有害ガス40,000m ³ /時 必要に応じて県工業団地、新産業ゾーン立地企業、ゴルフ場	提出有り
	大津市	環境保全協定「環境保全協定に定める環境保全活動及び報告書作成に関する手引き」	1999年6月24日	定めていない	提出有り
	千葉市	地球環境保全協定	1999年10月19日	製造業を除く事業者	提出有り
	柏市	環境保全協定	1997年8月28日	全ての事業所	提出有り
環境保全活動への融資等	茨城県	茨城県地球環境保全行動条例に基づく事業者支援事業	1996年1月1日	省エネ（化石燃料使用量が原油換算1,500kl又は電気使用量600万kWh以上）省資源（産業廃棄物排出量1,000t以上等）緑化（敷地面積6,000m ² 以上）特定事業場	提出無し
EMS 構築支援	愛媛県	環境保全資金融資制度	1970年4月1日	愛媛県内に工場又は事業場を有し、1年以上引き続いて現在の事業を営んでいる中小企業者及び中小企業団体	提出無し
	徳島県	徳島県環境保全施設整備等資金貸付金	1968年4月1日	県内の中小企業・個人で、工場等を原則1年以上引き続き経営する事業者	提出有り
	茨城県	環境対応促進融資		中小企業信用保険法に規定する中小企業者等	提出無し
	香川県	環境配慮型事業活動促進事業	2000年1月1日		提出無し
	福島県	新事業創造資金（ISO等認証取得枠）	1998年4月1日	県内中小企業者	提出無し
	福島県	専門家派遣事業	2000年4月1日	創業者、中小企業者等	提出無し
	熊本県	ISO取得支援事業	1998年1月1日	県内に本店を有し、製造業を営む中小企業者（資本金3億円以下、従業員数300人以下）	提出無し
	福井県	ISO14001認証取得支援補助	2001年4月1日	県内中小企業者	提出有り
	相模原市	ISO認証取得促進事業補助金	1999年4月1日	市内中小企業事業者、事業協同組合等	提出無し
	尼崎市	国際標準化機構規格認証取得支援制度	1998年5月1日	市内中小企業者	提出有り
	春日井市	国際標準化機構認証取得事業助成	2000年4月1日	市内中小企業者	提出有り
	川崎市	川崎市中小企業認証等取得資金融資	2000年11月1日	中小企業（信用保証協会の保証対象企業）	未記入
	大阪市	国際規格認証取得事業補助制度	1998年1月1日	中小企業で、ISO14001の認証取得事業を行う事業者	提出無し
	千葉市	千葉市ISO認証取得事業助成制度	2001年4月1日	市内に本社または主たる事業所等を有し、主として製造業または建設業を営む中小企業者	提出有り
	江東区	環境保全対策資金融資	2001年4月1日	中小企業	提出有り
	板橋区	環境マネジメントシステム構築・維持支援事業	1999年4月1日	工場、事業場（種類、規模制限ない）	提出無し